和歌山県最低賃金は令和８年10月３日から時間額1,101円に改定されました



厚生労働省労働基準局
広報キャラクター「たしかめたん」

最低賃金を下回っていませんか？賃金が月給制の場合はご注意を

和歌山県内の労働基準監督署が行う調査で、賃金が和歌山県最低賃金を下回っているものの多くは、月給制の労働者です。

月給制の労働者が和歌山県最低賃金を下回っていないか、以下の比較表に記入して、確認してみましょう！

次の手当、賃金は含めません。

① 精皆勤手当
② 通勤手当
③ 家族手当
④ 結婚手当など
（臨時に支払われる賃金）
⑤ 賞与など
（1か月を超える期間ごとに支払われる賃金）
⑥ 時間外割増賃金など
（所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金）
⑦ 休日割増賃金など
（所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金）
⑧ 深夜割増賃金など
（午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分）

月給額（基本給＋諸手当の合計）

基　本　給
円

＋

諸手当の合計
円

÷

1か月の平均所定労働時間数
時間

＝

時間額1,101円　≦　　円

1,101円以上であればＯＫ



1か月の所定労働時間数が月によって変動する場合は、1年間の所定労働時間数を12で除して平均を算出します。

【計算例】
・1日の労働時間数：8時間
・1年間の所定労働日数：260日
・1年間の所定労働時間数：8時間×260日＝2,080時間
・1か月の平均所定労働時間数：2080時間÷12か月＝173.33･･･時間（四捨五入しない）



WEBで確認！

最低賃金に関する特設サイト

和歌山労働局・各労働基準監督署